

大分県報

平成二十九年
第二九一六号
九月十五日

(金曜日)

目次

告示

- 付保義務の発生(二件)……………一
- 道路区域の変更……………一
- 道路の供用開始……………一
- 都市計画事業の認可……………二
- 准看護師試験の実施……………二
- 公共測量の終了……………四

○告示

大分県告示第五百四十四号

真玉町加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十九年九月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第五百四十五号

津久見市加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十九年九月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

平成二十九年九月十五日

大分県告示第五百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一二号	中津市本耶馬溪町多志田字峠七四一番四地先から 中津市耶馬溪町大字戸原字築瀬二九九五番一地先まで	前	メートル 一五・三 一〇・五	メートル 七八・三
	中津市本耶馬溪町多志田字峠七四一番一〇から 中津市耶馬溪町大字戸原字築瀬二九九五番二まで	後	四八・一 二六・二	七八・三

大分県告示第五百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十九年九月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二一二号	中津市本耶馬溪町多志田字峠七四一番一〇から 中津市耶馬溪町大字戸原字築瀬二九九五番二まで	平二九・九・一五

大分県報(告示)

大分県告示第五百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十九年九月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分市

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画公園事業

二・二・百七十四号 賀来西二号街区公園

三 事業施行期間

平成二十九年九月十五日から

平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

大分市賀来西一丁目三千八百六十七番

2 使用の部分

なし

○公 告

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験日時

平成三十年二月十六日（金曜日）

午後一時三十分から午後四時まで

※試験日時は、天候、天災等のやむを得ない事由により変更される場合がある。

二 試験場所

別府大学

三 試験科目

別府市大字北石垣八十二番地

人体の仕組みと働き

食生活と栄養

薬物と看護

疾病の成り立ち

感染と予防

看護と倫理

患者の心理

保健医療福祉の仕組み
看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

四 受験資格

試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

1 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成三十年三月までに修業する見込みの者を含む。）

2 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

3 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるために必要な学科を修めて卒業した者（平成三十年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

4 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるために必要な学科を修めた者（平成三十年三月までに修業する見込みの者を含む。）

5 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成三十年三月までに卒業する見込みの者を含む。）

む。

6 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が3から5までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

7 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、6に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

五 試験方法

四肢択一式による筆記試験

六 受験手続

1 受験願書の請求

ア 請求先

大分県福祉保健部医療政策課看護班（郵便番号八七〇―八五〇―一 大分市大手町三

丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四）

イ 請求方法

郵送請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と明記し、返信用封筒を同封すること。

返信用封筒は角二型とし、宛先及び郵便番号を明記の上、百四十円分の切手（複数部を請求する場合は必要相当額の切手）を貼付すること。

ウ 請求期間

平成二十九年十一月一日（水曜日）から同月三十日（木曜日）まで

エ 県外居住者はアの請求先へ電話連絡後に請求すること。

※県外居住者の受験については、会場等の都合で受け入れることができない場合があるため、事前に問い合わせること。

2 受験願書の受付期間

平成三十年一月四日（木曜日）から同月十二日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を含む。）を除く。）

郵送による場合は、平成三十年一月十二日（金曜日）までの消印のあるもの限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

1 のアに同じ。

ア 郵送による場合は、封筒に「准看護師試験受験願書在中」と明記し、書留郵便で送付すること。

イ 持参による受付時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

七 提出書類

1 受験願書

本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。

2 卒業（見込み）証明書

受験願書下段の卒業（見込み）証明書欄に、養成所（学校）長の証明を受けること。

3 写真票

ア 写真は出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのものを貼付すること。

イ 写真の裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。

ウ 写真票と受験票は切り離さないこと。

4 四の6に該当する者は、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し（大分県福祉保健部医療政策課に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

5 四の7に該当する者は、大分県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し

八 試験手数料

六千九百円

1 大分県収入証紙六千九百円分を受験願書に貼付すること。

ア 大分県収入証紙は消印しないこと。

イ 収入印紙と間違えないこと。

2 県外の受験者は、大分県収入証紙を受験願書に貼付するか、又は郵便局が発行する定額小為替証書若しくは普通為替証書を同封し、書留郵便で送付すること。

3 受験願書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

九 受験票の交付

1 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

2 交付の時期は、平成三十年一月下旬頃とする（平成三十年二月一日（木曜日）までに受験票が届かない場合には、十四の問合せ先まで連絡すること。）。

3 受験票は、試験当日に必ず持参すること。

十 受験の無効

卒業見込み証明書で受験した者は、平成三十年三月九日（金曜日）までに卒業証明書を提出すること（必着）。同日までに卒業証明書を提出しなかった者については、当該受験を無効とする。ただし、提出期限以後に卒業式が施行される場合において、事前に大分県福祉保健部医療政策課まで申出を行い、必要とする書類を提出したときはこの限りではない。

十一 合格発表

1 平成三十年三月十四日（水曜日）午前十時に、合格者の受験番号を県庁舎本館一階県政展示ホールの掲示板に掲示するとともに、大分県庁ホームページに掲載する。（ホームページの掲載は、システムの都合上、多少遅れる場合がある。）

2 電話での試験結果の問合せには応じない。

十二 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。

十三 試験結果の開示

この試験については、大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第二十一条の規定に基づき、以下の要領で開示を請求することができる。

1 開示の対象とする内容
総合得点

2 開示場所

大分県福祉保健部医療政策課

3 開示期間

合格発表の日から一箇月以内（日曜日、土曜日及び休日を除く午前八時三十分から午後五時十五分までとする。）

4 開示請求できる者

受験者本人

5 開示請求方法

受験票と運転免許証等本人であることが確認できる書類を持参すること。

6 開示方法

口頭による。

十四 試験についての問合せ先

大分県福祉保健部医療政策課看護班

大分市大手町三丁目一番一号 電話番号〇九七―五〇六―二六五四

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり別府市長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年九月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 作業の種類

公共測量（数値図化（同時調整含む。））

二 作業の地域

別府市

三 作業の終了日

平成二十八年九月三十日